

令和6年度 省エネ対策用機器等導入に関する補助事業実施要領  
(エコドライブ管理システム(EMS)用機器・ドライブレコーダー(DR)用機器)

東ト協業交発第31号  
令和6年4月10日  
一般社団法人東京都トラック協会

1. 定義

省エネ対策用機器とは、運行データ分析装置の「エコドライブ管理システム（EMS）機器」（以下「EMS」という。）、「ドライブレコーダー（DR）機器」（以下「DR」という。）、「蓄熱マット等のアイドリングストップ支援機器」（以下「アイドリングストップ支援機器」という。）並びに環境タイヤ（リトレッドタイヤ）をいい、省エネ・地球温暖化防止対策のため、CO<sub>2</sub>を始めとする温室効果ガスの削減及び省エネルギー対策の一環として、エコドライブの実施、アイドリングストップの励行など排出抑制・再利用・省資源化を支援するもの。

2. 交付要綱

「省エネ対策用機器等導入に関する補助金交付要綱」のとおり。

3. 予算

400万円

4. 補助対象機器

東ト協会員事業者が使用する使用の本拠の位置が「東京都内」の事業用貨物自動車に本年度、初めて導入（装着）する以下に掲げる別表「対象機器一覧」に定める機器。

(1) EMS用機器

(2) DR用機器

※導入（装着）車両1台につき、同一車両に複数の機器を導入（装着）した場合であっても、補助対象となるのは、EMS・DRのどちらかの機器1台分のみ。

5. 補助予定台数

EMS用機器、DR用機器（標準型・運行管理連携型） 400台（予定）

※1事業者につき、EMS用機器とDR用機器を合わせて15台まで（補助数制限）

6. 補助金額

10,000円（定額）

7. 申請受付期間

令和6年6月3日（月）から令和7年2月28日（金）必着

※但し、上記期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

## 8. 提出書類

- ①「令和6年度EMS・DR用機器導入補助金交付申請書（兼請求書）」（様式1）
- ②「EMS・DR用機器 車両別請求内訳」（別紙）
- ③車検証（令和5年以前に発行）（写）、もしくは自動車検査証記録事項証明書※（写）  
※令和5年1月4日以降の登録から、自動車検査証の電子化に伴い、検査証閲覧アプリにより、ICタグに記録された情報の『自動車検査証記録事項』を出力（印刷）のうえ、添付（提出）すること。

〈添付書類〉

### （1）購入時添付書類

- ④請求書（写）（機器名・型式・単価が明記されているもの）
- ⑤領収書（写）

※なお、領収書（写）は、支払者が申請者と、振込先が請求者と、それぞれ同一であることが確認できる、インターネットバンキング決済完了画面などの写しでも可。

### （2）リース時添付書類

- ⑥リース契約書（写）
- ⑦見積書（写）（機器名・型式・単価が明記されているもの）
- ⑧事業者への受領を確認できるもの

※借受証（写）、引渡書（写）、またはそれに相当する書類の写し

## 9. 申請（請求）対象者

### （1）補助対象要件

下記①～⑦の全ての要件をすべて満たす場合に限り、本補助事業の助成対象とする。

- ①別表「対象機器一覧」の掲載機器であること。
- ②機器の導入方法が購入、またはリース（割賦、レンタル、中古は対象外）であること。
- ③令和6年4月1日～令和7年2月28日の期間内に装着し、支払いが完了していること。
- ④装着車両は、会員事業者が使用する「東京都内」が使用の本拠の会費対象の事業用貨物自動車であり、会費の未納が無いこと。
- ⑤過去に購入した種別（EMSまたはDR）の機器での補助を受けてない車両であること。  
※EMS機器を過去に申請した車両でDR機器を申請する場合、もしくはその逆での申請の場合は可能。
- ⑥今年度本補助事業に申請していない車両であること。
- ⑦補助を受けた後、一定期間内に廃車の予定が無いこと。

### （2）記録映像等の提供

DR用機器の補助を受けた事業者は、トラック協会等の求めがあった場合、原則として導入した機器で得られたヒヤリハット映像および事故映像等の提供に可能な限り協力すること。

## 10. その他

- （1）国及び地方自治体等の補助があるときは、その補助額に応じて本補助額を減額することがある。
- （2）本補助金受領後、退会若しくは、一定期間の間に省エネ対策用機器及び装着した車両を処

分（転売等）する場合は、東ト協にその内容を報告しなければならない。

- (3) 本補助制度において、要綱等で定める事項に違反および虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、返還を命じられた事業者については、原則として、当分の間、東京都トラック協会が行う補助事業すべてに係る申請の受付又は交付決定を行わないものとする。

#### 1 1. 適用期日

本要領は、令和6年度事業に適用する。